

2026年6月1日より入院時食事療養費及び生活療養費が変更となります

厚生労働省告示の改正に伴い、**2026年6月1日から**以下のとおり変更となりますのでご了承ください。

食事療養標準負担額 ※1						
区分				食事代（1食あたり）		
				2026年5月31日迄	2026年6月1日以降	
課税世帯				510円	550円	
非課税世帯	70歳未満		入院日数	90日迄	240円	270円
				91日目から	190円	220円
	70歳以上	低所得II		90日迄	240円	270円
				91日目から	190円	220円
			低所得I	110円	130円	

生活療養標準負担額（療養病棟入院中の方に限る） ※1・※3						
区分				食事代（1食あたり）		
				2026年5月31日迄	2026年6月1日以降	
課税世帯		医療区分I・II・III ※2		510円	550円	
非課税世帯	70歳未満		医療区分I		240円	270円
			医療区分II・III	90日迄	240円	270円
	91日目から	190円		220円		
	70歳以上	低所得II	医療区分I		240円	270円
			医療区分II・III	90日迄	240円	270円
		低所得I		91日目から	190円	220円
			医療区分I	140円	160円	
		医療区分II・III	110円	130円		

※1 指定難病対象患者の方は、1食あたり300円から330円へ変更となります

※2 医療区分II・IIIは入院医療の必要性が高い方。医療区分Iはそれ以外の方

※3 療養病棟に入院中の方は、居住費（光熱水費）が1日あたり370円から430円へ変更となります